

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2-3-5 台場ガーデンシティビル

2 指名停止期間

全省庁統一資格（物品の製造・物品の販売・役務の提供等）

平成28年2月9日～平成28年3月8日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

太平洋セメント（株）上磯工場は、石灰石等の採掘事業で出土する土砂の堆積場用地として、北海道森林管理局檜山森林管理署より国有林野使用許可を受けている箇所について、使用許可範囲を十分に確認しないまま堆積場の施工等を行ったことにより、誤って立木（810本231.87m³）の伐採等を行った。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）